

メールウィルスチェックサービス利用規約

株式会社 KDDI ネットワーク&ソリューションズ(以下「弊社」といいます。)が、提供するメールウィルスチェックサービス(以下「本サービス」といいます。)は、このメールウィルスチェックサービス利用規約(以下「本規約」といいます。)によって取り扱います。

(メールウィルスチェックサービス)

第1条 メールウィルスチェックサービスとは、弊社が、Symantec Limited(米国法人)のウィルスチェックソフト“Norton Antivirus”(以下「本ソフトウェア」といいます。)を使って、弊社の別途指定するサーバを経由して送受信される電子メール(但し、第5条第1項に基づき指定される FQDN(Fully Qualified Domain Name の略。ホスト名又はサブドメイン名に続けて、ドメイン名まで省略せず)に係るもの)に限り、以下「対象メール」といいます。)について、コンピュータウィルスに感染しているかを検査し、万一、コンピュータウィルスに感染していることを検知した場合は、そのコンピュータウィルスを除去するサービスをいいます。

(本規約の運用)

第2条 本規約は、本サービスをご利用いただく際の弊社と契約者(第3条に基づく利用申込みを行い、弊社と本サービスの提供を受けるための契約(以下「利用契約」といいます。)を締結した方をいいます。以下、本規約において同様とします。)との間の一切の關係に適用します。

2 弊社は、本規約を変更することがあります。本規約を変更した場合は、変更後の利用規約により本サービスを提供します。

(利用契約)

第3条 利用契約の申込み(以下「利用申込み」といいます。)をしようとする方は、本規約を承諾の上、弊社が別に定める方法により利用申込みを行って下さい。

2 弊社は、利用申込みを承諾したときは、その旨を書面で契約者に通知します。

3 弊社は、次の何れかに該当するときは、利用申込みを承諾しないことがあります。

(1) 利用申込みをした方が本サービスを含む弊社サービスの料金の支払いを怠り、又はその虞があるとき。

(2) 利用申込みをした方が本規約に違反し、又はその虞があるとき。

(3) 利用申込みを承諾することにより弊社の業務遂行上、又は技術上著しい支障が生じ、又はその虞があるとき。

(4) 前各号に定めるほか、弊社が利用申込みを承諾することが適当でない判断するとき。

4 契約者は、本サービスで使用する、JP をトップレベルドメイン(以下「TLD」といいます。)とするドメイン名に関する情報を社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)の運営する JPNIC データベース、及び株式会社日本レジストリサービス(以下

「JPRS」といいます。)の運営する汎用JPドメイン名データベースに登録することを承認したものと見なします。

5 契約者は、本サービスで使用する.com、.net、.org、.info及び.bizをTLDとするドメイン名(以下「gTLDドメイン名」といいます。)の登録およびその後の変更手続き等に関して、弊社にこの手続きを委任することを承諾したものと見なします。

6 .com、.net、及び.orgをTLDとするドメイン名を所有する契約者は、そのドメイン名に関する情報をThe Internet Corporation Assigned Names and Numbers(以下「ICANN」という)の認定する登録業者(以下「gTLDレジストラ」という)を通して、Verisign GRSデータベースに、登録することを承認したものとみなします。

7 .infoをTLDとするドメイン名を所有する契約者は、そのドメイン名に関する情報をICANNの認定するgTLDレジストラを通してAfilias Ltd.の提供するデータベースに登録することを承認したものと見なします。

8 .bizをTLDとするドメイン名を所有する契約者は、そのドメイン名に関する情報をICANNの認定するgTLDレジストラを通してNeuLevel, Inc.の提供するデータベースに登録することを承認したものと見なします。

9 ドメイン名の取得及び維持管理に関し、本規約に規定のない事項については、別に定める「ドメイン取得代行・維持管理サービス利用規約」に拠ります。

10 20歳未満の方が利用申込みをされる場合は、事前に、法定代理人の同意を得て下さい。

(利用契約の単位)

第4条 本サービスの利用契約の単位は、FQDN 毎となります。

(本サービスの提供)

第5条 契約者は、利用申込みにあたって対象メールのFQDNを指定するものとし、弊社は、対象メールに限って本サービスを提供します。

2 契約者は、本サービスを利用して送受信する対象メールが遅配する可能性があることを了承します。

3 弊社は、本サービスを提供するために使用する設備の保守点検及びその他不測の事態等のため、契約者に事前の通知をすることなく、本サービスの提供を一時停止することがあります。

4 前項の場合において、弊社は、本サービスの料金の全部又は一部の減免に応じません。

(禁止される行為)

第6条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行い、又は第三者に行わせてはなりません。

(1) コンピュータウイルスに感染している電子メールを故意に送受信する行為。

(2) 本サービスに支障を及ぼし、又はその虞のある行為。

(3) その他、弊社が不適切と判断する行為。

2 契約者は、前項で定める行為を行った場合、その行為について全責任を負うものとし、弊社は、その責任を一切負わないものとします。

3 契約者は、第1項に違反したことにより本サービスを運用停止又はそれに近い状態に至らせた場合、これにより弊社が被った損害を賠償しなければなりません。

(料金)

第7条 本サービスの料金は、別表で定めるとおりとします。

(料金の計算方法及び支払義務)

第8条 弊社は、暦月に従い1ヶ月に発生した本サービスの料金並びにこれに対する消費税及び地方消費税に相当する額(但し、1円未満の端数は切捨てます。)を、一括して契約者に請求します。

2 本サービスの料金は、対象メールの全てに対して発生します。

3 本サービスの料金は、暦月の途中で本サービスの利用が開始又は終了した場合であっても日割計算を行わず、別表で定める月額料金の料金をとします。

4 本サービスの料金の支払方法は、クレジットカード決済、口座振替又は請求書払いとします。

5 前項でクレジットカード決済に使用できるクレジットカードの種類は、弊社が別に定めるものに限ります。

6 契約者は、弊社が別途指定する期日(クレジットカード決済の場合は、当該クレジットカード会社が指定する期日とします。以下「支払期日」といいます。)までに、本サービスの料金の全額を弊社(クレジットカード決済の場合は、当該クレジットカード会社)にお支払い下さい。

7 弊社は、事由の如何に問わず、契約者が弊社に支払った本サービスの料金の全部又は一部の払戻しには応じません。

(責任の制限)

第9条 弊社及び Symantec Limited(米国法人)は、ソフトウェアがお客様の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、商品的価値を有すること、不具合が生じないことを含め、本ソフトウェアに関して明示的にも黙示的にも一切の保証を行いません。また、ソフトウェアがウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

2 弊社は、本ソフトウェアが有する機能、性能及びその他の仕様の範囲で本サービスを提供するものとし、本サービスを使ってあらゆるコンピュータウイルスを検知し、及びこれを駆除することを何ら保証するものではありません。

3 弊社は、本サービスの提供において、弊社の責めに帰すべき事由によりその提供を行わなかったときは、その本サービスを全く利用することができない状態(その本サービスの通信に著しい支障が生じ、その本サービスを全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。)にあることを契約者が弊社に通知した時刻(その前にそのことを弊社が知っていたときは、その知った時刻。以下本条において同じとします。)から起算して24時

間以上その状態が継続したときに限り、その契約者からの請求により、その契約者の損害を賠償します。

4 前項の場合において、弊社は、同項の本サービスが全く利用することができない状態にあることを契約者が弊社に通知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間毎に日数を計算し、その日数に対応するその本サービスの料金(契約者の損害が発生した前月の本サービスの料金を適用します。該当する本サービスの料金が存在しない場合は、契約者の損害が発生した月の損害が発生する前日までの利用実績に基づき算出する本サービスの料金を適用します。)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

5 前項の規定により計算して得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。

6 第3項の場合において、弊社の故意又は重大な過失により本サービスの提供を行わなかったときは、前三項の規定は適用しません。

7 第3項及び第4項に規定する損害賠償の事由が発生した日から起算して6ヶ月を経過しても契約者から損害賠償の請求がないときは、弊社は損害賠償に応ずる義務を免れるものとします。

(通知義務)

第10条 契約者は、本サービス、本ソフトウェア又は本契約に関連して第三者から知的財産権及びその他の権利を侵害していることを理由として通知又は請求等を受けたときは、直ちに、その旨を弊社に通知して下さい。

(契約者による利用契約の変更及び解除)

第11条 契約者は、その氏名(法人にあっては商号とします。)、住所、クレジットカードに関する事項、支払銀行口座、その他利用契約の内容に変更がある場合は、事前に、所定の手続きにより弊社へ届け出るものとします。なお、弊社は、契約者が当該届出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、その責任を一切負いません。

2 前項の規定に拘らず、契約者が利用契約の契約タイプを変更しようとする場合は、当該利用契約の契約タイプを変更しようとする月の20日までに、その旨を弊社が指定する方法により弊社に届け出て下さい。この場合、弊社は当該月の初日をもって当該利用契約の契約タイプを変更します。

3 第1項の規定に拘らず、契約者が利用契約を解除しようとする場合は、当該利用契約を解除しようとする月の20日までに、その旨を弊社が指定する方法により弊社に届け出て下さい。この場合、弊社は当該月の末日をもって当該利用契約を解除します。

(弊社による利用契約の解除)

第12条 弊社は、契約者が次の各号の何れか一に該当する場合は、事前の通知及び催告なく、直ちに、当該契約者との間で締結している全ての利用契約を解除できるものとします。

(1) 利用申込みの内容に虚偽があった場合。

- (2) 契約者が本規約に違反した場合。
- (3) 契約者が本サービスの料金を支払期日までに支払わない場合。
- (4) 前各号に定めるほか、弊社が不適切と判断する利用行為を行った場合。
(本サービスの提供中止)

第13条 弊社は、本サービスの提供を中止しようとする日の20日前迄に契約者に通知することにより本サービスの提供を中止することができます。

(その他)

第14条 本サービスの利用に関して、本規約により解決できない問題が発生した場合には、弊社と契約者の間で双方誠意を持って話し合い、これを解決するものとします。

2 本サービスの利用に関して、弊社と契約者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要性が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

附則

第1条 KCOM メールウィルスチェックサービス利用規約の一部を改正し、平成14年2月1日から実施します。

附則

第一条 KCOM メールウィルスチェックサービス利用規約の一部を改正し、平成15年5月1日から実施します。

附則

第一条 KCOM メールウィルスチェックサービス利用規約の一部を改正し、平成15年11月1日から実施します。

附則

第一条 KCOM メールウィルスチェックサービス利用規約の一部を改正し、平成16年4月1日から実施します。

附則

(実施時期)

第1条本規約は、平成16年4月1日から実施します。

附則

(実施時期)

第1条 メールウィルスチェックサービス利用規約の一部を改正し、平成16年11月1日から実施します。

(改正前の規約による契約等に関する経過措置)

第2条 この改正規約実施の際現に旧規約の規定により締結されているKCOMメールウィルスチェックサービスの契約は、この改正規約実施の日において、この改正規約に規定するメールウィルスチェックサービスの利用契約と見なします。

2 この改正規約の実施前に改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金については、なお従前の例によります。

別表 本サービスの料金(税込)

1. 契約料

料金種別	請求単位	利用料金
契約料(一時金)	1FQDN ごとに	5,250 円

2. 基本料金

料金種別	請求単位	利用料金 (1 アカウントあたり単価)
基本料(月額)	1 - 50 メールアカウント	262.5円
	51 - 100 メールアカウント	231円
	101 - 200 メールアカウント	220.5円
	201 - 300 メールアカウント	199.5円
	301 - 400 メールアカウント	189円
	401 - 500 メールアカウント	178.5円
	501 - 750 メールアカウント	168円
	751 - 1000 メールアカウント	157.5円

3. オプション料

料金種別	請求単位	利用料金
設定変更料	1FQDN ごとに一時金	1,575 円
ウイルス感染メール ログ発行料	1FQDN ごとに月額	3,150 円
(備考) ウイルス感染メールログとは、対象メールのうち、ウイルスに感染したメールに限り、弊社サーバにて収集したログをテキストベースにより提供するサービスをいいます。		